

国保にご加入のみなさまへ

平成30年4月から 国保制度の一部が 変わります

現在の国保制度は、市区町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、都道府県も市区町村とともに国保運営を担うことになります。



変わること①

被保険者証等の様式が変わります

都道府県も国保制度を担うようになることにともない、保険証(被保険者証)や限度額適用認定証等の様式が変更になります。

現在お使いの保険証(被保険者証)は、平成30年8月1日の保険証(被保険者証)更新まではお使いいただけます。

変わること②

国保の資格の取得・喪失は都道府県単位になります

同一の都道府県内なら、引越ししても国保の資格は変わりません。
ただし、転居後の市区町村において、改めて保険証(被保険者証)が交付される予定です。
他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。

変わらないこと

みなさんの国保の届出等の窓口は変わりません

市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。
また、保険料(税)の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおり
国富町役場の担当課で変わりません。



国保の届け出は忘れずに！

こんなときは、2週間(14日)以内に届け出を

国保加入の届出が遅れると、さかのぼって国保税が賦課されたり医療費を返還していただくことがあります。また、職場の健康保険加入などの届出が遅れると保険税の負担が二重になりますので必ず届出をしてください。

	こ ん な と き	必 要 な も の
国保に入ること	他の市区町村から転入したとき	印かん、前住所地の転出証明書
	職場の健康保険などをやめたとき	印かん、退職証明書または健康保険の離脱証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、健康保険の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証 母子健康手帳
	外国籍の人が加入するとき	在留カード（外国人登録証明書）
国保をやめること	他の市区町村へ転出するとき	印かん、保険証
	他の健康保険などに加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
	他の健康保険などの被扶養者になったとき	印かん、国保と健保の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証 保護開始決定通知書
	被保険者が亡くなったとき	喪主の印かん、死亡者の保険証、喪主の通帳
	外国籍の人が国保をやめるとき	保険証 在留カード（外国人登録証明書）
その他	住所・氏名・世帯主などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	印かん、身分を証明するもの（運転免許証等）
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	印かん、保険証 在学証明書または学生証

- 届け出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類もお持ちください。

交通事故にあったとき すみやかに

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、国保で治療を受けることができます。

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合は、すみやかに国保に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず国保にご連絡ください。

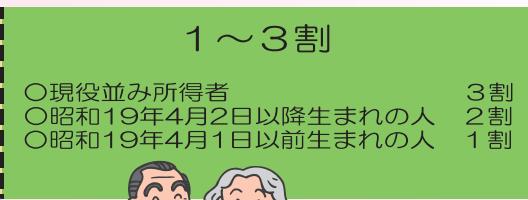


※届け出に必要なもの
事故証明書(後日でも可)、保険証、印かん

国保で受けられる給付

自己負担割合

●年齢などで割合が異なります



義務教育就学時

70歳



※75歳

※国富町子ども医療費助成により、中学校卒業まで自己負担はありません。

※75歳からは、後期高齢者医療制度となります。

★こんなとき、国保は使えません★

次のようなときは、全額自己負担となります。

- 病気とみなされないもの 健康診断・人間ドック 予防注射 正常な妊娠・分娩 齒列矯正
 軽度のわきがやしみ 経済上の理由による妊娠中絶 美容整形など
- 業務上のがや病気：雇用主が負担すべきものなので、労災保険の対象となります。
- 国保の給付が制限されるとき：故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔などによる傷病、医師や保険者の指示に従わなかったとき。

療養費

●いったん全額支払ったとき

※マイナンバー法施行により以下の申請には個人番号の記載が必要となります。

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、その後、町に申請・認定されれば、自己負担（1～3割）を除いた額が後で支給されます。

受診区分	申請に必要なもの		要件
	共通	その他	
急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき。	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 世帯主の印鑑 <input type="checkbox"/> 世帯主の預金通帳	診療（調剤）内容の明細書	
コルセットなどの補装具代がかかったとき。		医師の診断書又は意見書	医師が認めた場合
骨折やねんざなどで、国保を取り扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。		領収書（明細があるもの）	
手術などで第三者から生血を輸血したとき。		<input type="checkbox"/> 医師の診断書又は意見書 <input type="checkbox"/> 血液提供者の領収書 <input type="checkbox"/> 輸血用生血液受領証明書	医師が認めた場合
はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき。		<input type="checkbox"/> 医師の同意書 <input type="checkbox"/> 領収書（明細があるもの）	医師が認めた場合
海外渡航中に診療などを受けたとき。		<input type="checkbox"/> 診療（調剤）内容の明細書 <input type="checkbox"/> 外国語で書かれているときは和訳文 <input type="checkbox"/> 旅券、その他の海外に渡航したことが分かる書類	

出産育児一時金

●子どもが生まれたとき

被保険者が出産したとき、42万円支給されます。原則、町から医療機関へ直接支払い、妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

葬祭費

●被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に2万円支給されます。

- 申請に必要なもの： 保険証 申請書 喪主の印かん 喪主の預金通帳

移送費

●移送に費用がかかったとき

緊急やむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったとき、町に申請・認定されれば、移送費が支給されます。

- 申請に必要なもの： 保険証 医師の意見書 領収書 申請書 世帯主の印かん

高額療養費

入院時食事療養費

●医療費が高額になったとき

自己負担額が高額になったとき、町に申請・認定されれば、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当する人には、後日、案内をお送りします。

- 申請に必要なもの：○保険証 ○世帯主の印かん ○世帯主の預金通帳 ○医療機関の領収証

限度額認定証

入院する場合など、医療費が高額になりそうなときは、入院した月の月末までに役場保健介護課で**認定**されれば、「限度額認定証」が交付されます（保険税を滞納していると交付されない場合があります。）。

この認定証を医療機関の窓口に提示することで、病院などで支払が自己負担額の限度額まで（月額）となります。 ● 申請に必要なもの：○保険証 ○世帯主の印かん

※ 入院だけでなく、外来（通院）にも適用されます。

◆ 70歳未満の人

課税区分	1か月の自己負担限度額	
	～3回まで (過去12か月以内)	4回目以降
ア) 上位所得者①	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
イ) 上位所得者②	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
ウ) 一般①	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
エ) 一般②	57,600円	
オ) 住民税非課税	35,400円	24,600円

- ★上位所得者①とは
【所得合計額から33万円(基礎控除額)を引いた額A】が、901万円を超える世帯
★上位所得者②とは
【Aの額】が、600万円超～901万円以下の世帯
★一般①とは
【Aの額】が、210万円超～600万円以下の世帯
★一般②とは
【Aの額】が、210万円以下の世帯



◆ 70歳以上の人

課税区分	1か月の自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来十入院(世帯単位)
一定以上(現役並み所得者)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% ※過去12か月以内で 4回以上限度額を超えた 場合、4回目以降は 44,400円
一般	14,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 ※過去12か月以内で 4回以上限度額を超えた 場合、4回目以降は 44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

- ★一定以上(現役並み所得者)とは
同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70～74歳未満の人がいる世帯
★一般とは
世帯に住民税が課税されている世帯のうち、一定以上(現役並み所得者)以外の方
(同一世帯の人が後期高齢者医療制度に移行し、現役並み所得者となった場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で、後期制度に移行した人の分の収入を含めた収入が520万円未満の人は、申請により「一般」となります。)
★低所得者Ⅱとは
世帯全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く。)
★低所得者Ⅰとは
世帯全員が住民税非課税で所得が0円(年金収入80万円以下)

◆ 共通

入院時食事療養費	
入院日数 (過去12か月)	1食当たり 標準負担額
90日まで	210円
90日越える	160円
	100円

- ★ 入院したときの食事代は、他の診療などにかかる費用とは別に、上表の標準負担額を自己負担し、残りを町が負担します。
★ 住民税非課税世帯の人は、「国民健康保険標準負担額減額認定証」、70歳以上または後期高齢者医療制度の人で低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場保健介護課まで申請してください。



平成30年8月から、70歳以上の人所得区分（一定以上の現役並み所得者）と限度額が一部変わります。

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来十入院(世帯単位)の限度額
一定以上 (現役並み 所得者)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% 【140,100円】	
	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% 【93,000円】	
	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 【44,400円】	
一般(課税所得145万円未満等)	18,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*【】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の、4回目以降の限度額

上手なお医者さんのかかり方

① かかりつけ医を持ちましょう

日頃から、病気の治療や医療の相談にのってもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。紹介状を持たずに最初から大きな病院を受診すると、費用が余計にかかる場合があります。

② 重複受診はやめましょう

同じ病気であちこちの病院を次々受診するのはやめましょう。

検査・処置・注射・薬などをやり直すため、医療費が余計にかかることがあります。

③ ジェネリック(後発)医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分、効能・効果を持つ後発医薬品のことです。

先発医薬品より安価で医療負担の軽減につながります。



- ※ 医師や薬剤師の判断で先発医薬品を使われる場合があります。
- ※ 医療機関が既にジェネリックに切り替えているときや、対応するジェネリック医薬品がないときなど、お薬代が安くならない場合もあります。

④ 薬の飲み残しに注意しましょう

自己判断で服薬を中断したり、飲み忘れてしまうと、薬が無駄になるだけでなく、回復が遅れる原因となります。



健康づくり 1年に1回、特定健診を受けて健康管理



35歳以上75歳未満の国保被保険者を対象に、特定健診を行っています。

特定健診は、糖尿病や脳卒中、心臓病などの生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査で、新総合健診として5・7・9・11月に保健センター等で、また、人間ドックとして健康づくり協会（宮崎市）で実施しています。

- ◎全世帯に各種健診総合申込書を郵送しています。記入後に必ず返送をお願いします。
- ※国民健康保険加入者で、定期的に医療機関で検査を受けている人でも「特定健診」を受けることができますので主治医にご相談ください。

○ 健診結果を見てみよう!! たとえば血圧について

今年度の特定健診の結果や家庭で測っている血圧の値を見てみましょう。

医師や看護師に測ってもらって

140/90mmHg 以上の場合

自宅で測って

135/85mmHg 以上の場合

この値になると、脳卒中や心筋梗塞になる危険性が2~3倍になります。

大切なのは普段の血圧を知ることなので、ぜひ測ってみましょう。



日頃の生活習慣を見直しましょう

食 栄養バランスのよい食事を 1日3食一汁三菜を意識して食事しましょう。 	動 毎日体を動かそう いつでも気軽にできるウォーキングなどをしてみましょう。 	休 十分な睡眠を 毎日6~8時間、決まった時間に睡眠をとて心身の疲労回復をしましょう。 	禁 たばこはやめましょう たばこは百害あって一利なし。今すぐ禁煙しましょう。
---	---	--	---

町に多い疾患は?

国富町に多い疾患（年代・受診件数別に多い順。平成28年度）

	1	2	3	4
20歳代	呼吸器系	眼及び付属器	精神及び行動の障害	皮膚及び皮下組織
30歳代	呼吸器系	精神及び行動の障害	眼及び付属器	皮膚及び皮下組織
40歳代	呼吸器系	精神及び行動の障害	循環器系	筋骨格系及び結合組織
50歳代	循環器系	内分泌、栄養及び代謝	筋骨格系及び結合組織	呼吸器系
60歳代	循環器系	内分泌、栄養及び代謝	筋骨格系及び結合組織	眼及び付属器
70歳代	循環器系	内分泌、栄養及び代謝	筋骨格系及び結合組織	眼及び付属器
全体	循環器系	内分泌、栄養及び代謝	筋骨格系及び結合組織	呼吸器系

(疾病別医療費分析より)

国富町では、〔循環器系〕や〔内分泌、栄養及び代謝〕の疾患が多く、これらの疾患は生活習慣病に起因するものがほとんどです。毎日の運動とバランスのとれた食生活を心がけましょう。

※ 循環器系とは、高血圧、不整脈、脳梗塞、狭心症などの心臓、血管系の病気です。

内分泌、栄養及び代謝とは、糖尿病などの病気です。

○ 非自発的失業（解雇など）による保険税の軽減

リストラや会社の倒産、解雇など事業主の都合（非自発的理由）で離職された65歳未満の人は、申請により保険税が軽減されます。

対象者	雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などによる離職）及び特定理由離職者（雇止めなどによる離職）として失業等給付を受ける65歳未満の人※「雇用保険受給資格者証」の離職理由が、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかになっている方が該当します。
軽減額	非自発的失業者の前年の給与所得を30/100とみなして算定します。 ※ 高額療養費などの所得区分の判定も前年所得を軽減して判定します。
軽減期間	離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間 ※ ただし、国保を脱退されると終了します。
手続き	職業安定所で交付される「雇用保険受給資格者証」、保険証、世帯主の印かんをご持参の上、役場税務課で手続きをしてください。

○ 保険税の減免制度について

災害、倒産、失業など特別な事情により生活が著しく困難になった場合、保険税の減免を申請することができます（内容を審査した後に決定されます。）。

保険税の納付は確実に

特別な事情もなく保険税を滞納すると、国保の加入者全員に迷惑をかけることになりますし、未納期間に応じて次のような措置がとられます。保険税は必ず納期内に納めましょう。

納期限が過ぎると・・・

納期限を過ぎると督促（とくそく）が行われます。延滞金などを徴収される場合もあります。



保険税を滞納していると・・・

保険証の代わりに※資格証明書や※短期被保険者証が交付されることになります。

（資格証明書）

被保険者であることを証明するだけのもので、医療機関にかかるときは、医療費がいったん全額自己負担となります。

（短期被保険者証）

保険証の有効期限が短く、更新手続きが頻繁（ひんぱん）に必要となります。

保険税は、便利な口座振替をご利用ください。

- 65歳以上75歳未満の人で保険税が年金からの天引きとなる人は、口座振替も選択できます。

※ 口座振替にする場合、手続きが必要となりますので、役場税務課にお問い合わせください。

※ 口座振替の受付は、お近くの金融機関の窓口となります。

必要なもの：預金通帳・印かん（届出印）・納付書

- 保険税は、コンビニエンスストアでも納付できます。

必要なもの：納付書



国富町

保健介護課／保険年金係
税務課／賦課係・納税管理係

TEL 75-3111

FAX 75-9400